

22 外部監査公表第3号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、平成22年6月8日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成22年8月2日

福岡市監査委員	おばた 久 弥
同	黒 子 秀勇樹
同	石 井 幸 充
同	大 松 健

1 監査報告と措置の件数

19 外部監査公表第2号（平成19年3月29日付 福岡市公報第5439号(別冊6)公表)分

・・・6件

20 外部監査公表第2号（平成20年4月14日付福岡市公報第5535号公表)分

・・・3件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

19 外部監査公表第2号(平成19年3月29日付 福岡市公報第5439号(別冊6)公表)分

(指摘事項及び意見)

1 義務教育関係

監査の結果	措置の状況
<p>1.4.3 リース契約の予定価格設定方法について パソコン機器リース契約について検討したところ、以下の事実が発見された。 「資金の借入による物品購入と分割返済」というリース契約の性質からすれば、リース契約に係る業者選定方法は、契約年度の単年度リース料ではなくリース料総額に基づき決定すべきである。本市でも平成17年度からリース契約は長期継続契約として取り扱うこととなっており、①「東光中学校他19校分」及び②「千代中学校他22校分」については簡易公募型指名競争入札を、③「箱崎中学校他10校分」については随意契約ではなく指名競争入札を実施すべきであったと考える。</p>	<p>平成19年4月より、契約予定期間が1年間を超えるリース契約は長期継続契約として実施している。 また、予定価格による契約方法（業者選択方法）の判断は、福岡市長期継続契約要綱運用指針が定められたため、これに従い実施している。</p>
<p>1.4.4</p>	<p>財政局の指名業者名簿を活用し、現在は新た</p>

<p>1) リース契約業者登録の見直しについて</p> <p>パソコン機器リースの契約先業者は、市教育委員会が要求する保守サービスを提供できる8社に限定されている。</p> <p>平成17年度に行われた上記①②の指名競争入札及び③の随意契約では、いずれも同じ5社が入札を辞退しているため、実質的には3社で入札等が行われている。10年前に8社を選定したときと業界の事情も大きく変わっていると思われることから、競争を促進するために新たな業者の追加を検討することが必要である。</p>	<p>な業者を加え10社の指名にて実施している。</p> <p>今後も、一般競争入札の実施等により新たな対応可能業者の参入を促進していくこととしている。</p>
<p>1.4.4</p> <p>3) 学校施設整備と博多高等学園の将来について</p> <p>平成16年4月に開講した博多高等学園の土地賃貸借契約では、賃借期間は平成15年8月1日から同26年3月31日までとなっており、同校は開校の10年後には校舎を撤去し、更地にして返還しなくてはならない借地に開設されている。</p> <p>しかしながら、監査実施時点には平成26年度以降の同校の移設先等はまだ決定されていない状況であり、その存続に関して不安定な状況は解消されていない。</p> <p>学校の開設には、相当額の設備投資を伴うとともに、開設後は学校が地域に根付くことも重要であるため、安定的な利用が可能な市有地への立地が望ましい。今後の学校開設においては、十分に留意する必要がある。</p>	<p>博多高等学園については、市有地である大浜小跡地（博多区下呉服町）へ平成25年4月開校を目途に移転改築することを決定した。</p>

2 学校給食関係

監査の結果	措置の状況
<p>2.8.3</p> <p>1) 学校給食公社の契約に関する規程について（学校給食公社）</p> <p>学校給食公社の契約に関する規程では、指名競争入札以外の入札方法を定めていない。この規程は、昭和48年に制定され、そ</p>	<p>学校給食公社の契約に関する規程については、市の規則を踏まえて、平成21年5月に改正した。</p>

の後抜本的な見直しが行われておらず、市の規則改訂が反映されていないものと思われる。契約事務に関する透明性の確保の観点から、当該規程の改正を行う必要がある。

5 福岡市教育振興会

監査の結果	措置の状況
<p>5.1.4 2) 延滞の状況と業務処理体制の強化について</p> <p>奨学金の残高・人数は過去と比較し大幅に増加し、滞留債権も同様に増加しているため、事務処理量は大幅に増加しているが、職員数は昭和 52 年度から 2 名で増減がないため、十分な債権回収・管理を行えていない。毎年の奨学金貸付実行の増加及び延滞の増加に対応した業務処理体制を強化し、延滞の解消を図る必要がある。</p> <p>また、延滞等の状況は奨学金貸与者の個人別台帳に手作業で記入されており、年度更新時には手作業にて繰越処理をする等、業務の仕組みが不効率である。パソコンによる奨学金管理システムも市販されているようなので、検討されることを期待する。</p> <p>延滞が増加する中、教育振興会は平成 10 年度から 17 年度までの 8 年間に福岡簡易裁判所への支払督促申立の予告など法的措置を行っているが、誠実な対応が見られない悪質な滞納者に対しては、断固たる措置が必要と思われる。折角裁判所の申立決定を得ながら、強制執行を行わないのは行動に一貫性を欠き、管理者の責任放棄といわざるを得ない。</p> <p>さらに、中退者や滞納者が多い中学校については、次年度以降の募集に際して推薦者である学校長に警告を与えたり、審査を厳しくするなどの措置を検討する</p>	<p>教育振興会の総合的な債権管理・回収体制強化については、平成 20 年度に滞納整理専任嘱託員を配置し、長期滞納や悪質滞納者への対応で一定の成果を挙げ、平成 22 年度は 1 名増員し、2 名体制としている。</p> <p>また、個人別債権管理システムの導入により事務処理が効率化し、職員の負担も軽減された。さらに、初期滞納者への電話督促を外部委託化し、新規滞納金額・人員の圧縮に努めている。</p>

<p>必要があるといえるが、事務処理体制が貧弱で有用な統計資料等がないため、対策が採られていない。</p> <p>このような事態を踏まえた総合的な債権管理・回収体制の強化が望まれる。</p>	
---	--

6 福岡市総合図書館

監査の結果	措置の状況
<p>6.2.3</p> <p>1) 嘱託員の採用について</p> <p>平成 18 年 4 月 1 日現在、図書館で業務に従事している嘱託員の 11 名中 8 名が市の調理業務員の退職者である。再雇用制度は退職後も在職時の技術知識を持つ者を継続雇用することにより効率的な業務遂行を可能にすることに主眼があるものであって、調理業務退職者が図書館業務に従事することには疑問が残る。</p> <p>本来の嘱託職員再雇用制度の趣旨からは、調理員退職者だけを再雇用する場合には相応の合理性が必要であると考え。業務の内容によっては、嘱託員とせず臨時職員で対応することも可能である。</p>	<p>図書館における調理業務員退職者の配置については、再雇用制度の趣旨を踏まえて、平成 22 年度以降は配置しない。</p>

20 外部監査公表第 2 号（平成 20 年 4 月 14 日付福岡市公報第 5535 号公表）分

※結果の組織名は 19 年度当時

2 伊都土地地区画整理事業、香椎駅周辺土地地区画整理事業、宮崎土地地区画整理事業及び市街化再開発事業の各特別会計の財務に関する事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>意見 2) 保留地売払時の抽選実施の方法について（伊都土地地区画整理事業）</p> <p>抽選時の実質的な重複応募を防止するために申込保証金を要件とすべきである。</p>	<p>以前より 1,000 m²以上の保留地については申し込みあたり保証金を徴収していたところであるが、その対象を 300 m²以上に拡大した。なお、300 m²未満の保留地については主に一般市民に購入いただくことを想定しており、負担軽減のため申し込み時の保証金は徴収しないこととしている。</p>

<p>意見 5) サンセルコビル管理(株)に対する補助金について (都市整備局都市開発部)</p> <p>過去 25 年間にわたり補助金が支給されているが、ビル振興という補助金の効果が見えるものとはいえない一方で、同社は補助金を超える利益を計上している。補助金のありかたを再検討すべきである。</p>	<p>当該補助金については、平成20年度から補助対象である振興対策事業について、効果等が把握できるように、より具体的・詳細な報告を課した。</p> <p>また、平成22年度から人件費を補助対象からはずすこととした。</p>
--	---

3 都市整備局所管の財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会の財務の事務の執行及び経営に係る事業の管理について

監査の結果	措置の状況
<p>意見3) 稼働状況の把握について</p> <p>各種施設の稼働状況について、利用者のニーズ等の分析に資する情報として収集し、稼働率向上等の運営管理に役立てることが望ましい。</p>	<p>協会に対し、稼働状況に係る情報の有効活用等を検討するよう要請した。</p> <p>協会において、各施設の利用状況（平成20度：曜日別・利用時間帯別）を調査し、その結果を各運動公園に掲示し空き時間帯の利用を促すなどの稼働率向上に取り組んだ。</p>